

23 吹環環第 424 号
平成 23 年 8 月 31 日
(2011 年)

事業者各位

吹田市環境部長
(公印省略)

「吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例」に係る届出の提出について(通知)

平素は、本市環境行政の推進に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本市では、平成 23 年 4 月 1 日に「吹田市遺伝子組換え施設に係る環境安全の確保に関する条例」(以下、「旧条例」という。)を改正し、施設の安全管理体制の整備、安全管理に関する情報発信、協定の締結その他必要な事項を定めることにより、市民が安心して生活できる安全な環境を確保することを目的として「吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例」(以下、「新条例」という。)を施行しました。

旧条例に基づく遺伝子組換え施設を設置する事業者が提出するいくつかの届出書において、提出日と設置(変更)予定日が数日間しかなく、新条例施行後も同様の届出が見受けられます。

届出の審査が完了していない場合は、設置(変更)予定日での施設の設置等が認められない場合もあることから、事業者各位におかれましては、今後、届出を行う際には約 2 週間の審査期間を見込み、余裕をもって届出をされるよう御留意ください。

〒564-8550

吹田市環境部地域環境室環境保全課

指導係 ひのかみ 樋上、谷口

TEL 06-6384-1850 (直通)